

監 査 報 告 書

令和 7 年(2025) 5 月 26 日

社会福祉法人 ゆたか会
理事長 杉橋 研一 様

監 事 東原幸夫



監 事 犬塚泰雄



私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 2024 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法およびその内容

- (1) 実施日時: 令和 7 年 5 月 26 日 10 時 00 分 ~ 14 時 00 分
- (2) 実施場所: 清風荘
- (3) 立会人等: 職・氏名

理事長 杉橋研一 他管理者

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告およびその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類およびその附属明細書）および財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告等は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監事監査項目

監査結果: A…適正 B…要改善 C…要即改善
(該当欄に○印)

※用語の定義等詳細は「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(H29.4.27厚労省局長通知[最終改正R4.3.14])別紙「指導監査ガイドライン」参照のこと。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
I 法人運 1. 定款・登記	① 定款の変更は所定の手続きを経て行われていること。 ② 登記事項が期限までに適正に登記されていること。	○				定款の変更は、所轄庁の認可が必要であり(事務所の所在地の変更、基本財産の増加、公告方法の変更については届出で足りる。)、評議員会の特別決議(※)を得た上で手続きが行われているか。 (※)議決に加わることのできる評議員の2/3以上(定款で2/3を上回る割合を定めた場合にはその割合)の賛成 登記項目は次のとおり(ア～エは変更が生じた時点から2週間以内、オは6月末日まで) ア 法人名 イ 事務所所在地 ウ 目的 エ 代表者 オ 総資産額 } 定款と一致していること。 資産の総額が、法人単位貸借対照表の「純資産の部合計」、財産目録の「差引純資産額」と一致すること。
2. 評議員・評議員会	① 評議員の数は、定款で定めた理事の員数および在任する理事の数を超えていること。	○				在任する評議員の人数が、定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えているか。
(1) 定数	② 欠員が生じていないこと。	○				
(2) 評議員の選任	定款の定めるところにより「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」が選任されていること。 ①	○				評議員の選任手続において、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨が説明されているか。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
	② 法令または定款に定められた方法によりその選任が行われていること。	○				・ 理事または理事会が選任することは認められない。
	③ 評議員候補者から就任承諾書を徴取していること。	○				・ 評議員選任・解任委員会の設置を定款で定めている場合は、定款どおり設置され、定款等に従い選任されているか。
						・ 事前あるいは選任された当日に徴取が望ましい。
(3) 適格性	① 欠格事由に該当する者が選任されていないこと。	○				評議員候補者が「欠格事由に該当しないか」、「当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者がいないか」、「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないか」について、確認がされているか。
	② 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないこと。	○				【欠格事由】(法第40条第1項) ①法人 ②精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 ⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
	③ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないこと。	○				【各評議員、各役員と特殊の関係にある者の範囲】・・・資料1参照
	④ 当該法人の役員または職員を兼ねていないこと。	○				※評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当ではない。このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当ではない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。
	⑤ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないこと。					
	⑥ 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないこと。	○				前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者がいないか。(ただし監査を行う時点で前記の評議員会の開催が1回のみである場合には、直近2回の評議員会を欠席している者がいないか確認。)
	⑦ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないこと。	○				

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
(4) 評議員会の招集・運営	① 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発していること。	☐				理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間前(中7日間)または定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知をする方法で行われなければならない。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(法第45条の32第1項)との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保する。 なお、電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得なければならない。
	② 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっていること。	☐				【理事会の決議により定めなければならない事項】(招集通知に記載しなければならない事項)① 評議員会の日時及び場所、② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨。)
	③ 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されていること。	☐				毎年6月末日(定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき)までに開催されているか。
	④ 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。	☐				議決に加わることができる評議員の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の出席が必要。
	⑤ 決議が必要な事項について決議が行われていること。	☐				評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる。 【決議が必要な事項】 ①理事、監事、会計監査人の選任及び解任、②理事、監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。)、③理事等の責任の免除、④役員報酬等基準の承認、⑤計算書類の承認、⑥定款の変更、⑦解散の決議、⑧合併の承認、⑨社会福祉充実計画の承認、⑩定款に定めた事項
	⑥ 特別決議は必要数の賛成をもって行われていること。	☐				評議員会における決議は、出席者の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の賛成をもって行い、特別決議は、議決に加わることができる評議員の2/3(定款で2/3を上回る割合を定めた場合にはその割合)以上の賛成が必要。
	⑦ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないこと。	☐				【特別決議によって行われることが必要な議案】 ①監事の解任、②役員等の損害賠償責任の一部免除、③定款変更、④法人の解散、⑤法人の合併契約の承認 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係(評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務(法第38条、民法第644条)を履行することが困難と認められる利害関係を意味するもの。)を有する評議員が加わることはできない。 当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要がある。
	⑧ 評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、評議員の全員の書面または電磁的記録による同意の意思表示があること。					

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
(5) 議事録	① 法令で定めるところにより議事録が作成されていること。 ② 議事録または同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いていること。	○				- 評議員会の議事録が法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されているか。【資料2参照】 - 定款に議事録署名人が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされているか。 議事録については、評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間、書面又は電磁的記録を備え置く必要がある。 - 評議員会の決議を省略した場合には、評議員全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある。
3. 理 事 (1) 定数	① 定款に定める員数が選任されていること。 ② 欠員が生じていないこと。	○				理事の員数は、6人以上の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されているか。
(2) 選任および解任	① 評議員会の決議により選任または解任されていること。 ② 理事候補者から就任承諾書を徴取していること。 ③ 理事の解任は、法に定める解任事由に該当していること。 ④ 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されていること。 当該社会福祉法人が行う事業の区域における ⑤ 福祉に関する実情に通じている者が選任されていること。 ⑥ 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されていること。	○	○			事前あるいは選任された当日に徴取が望ましい。 当該法人が複数の施設を設置している場合は、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。 「施設」とは、原則として第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。
(3) 適格性	① 欠格事由に該当する者が選任されていないこと。 ② 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと。	○				理事候補者が「欠格事由に該当しないか」、「各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか」、「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないか」について、確認がされているか。 各理事と特殊の関係にある者【資料1参照】及び当該理事の合計が理事総数の1/3(上限は当該理事を含めずに3人)を超えて含まれてはならない。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
	③ 暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっていないこと。 ④ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっていること。 ⑤ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないこと。 ⑥ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長や理事に就任していないこと。	☐				・ 役員(理事・監事)の合計数で判断する。 ・ 前年度から当該年度までの間において、理事会を2回以上続けて欠席している者がいないか。
(4) 理事長等選任	① 理事会の決議で理事長を選定または解職していること。 ② 理事会の決議で業務執行理事を選定または解職していること。	☐				業務執行理事は、法人の代表権を有さない(理事長の職務代理者として法人の対外的な業務を執行することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行う)ことに留意。
4. 監 事	① 定款に定める員数が選任されていること。	☐				・ 監事の員数は、2人以上の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されているか。
(1) 定数	② 欠員が生じていないこと。	☐				
(2) 選任および解任	① 評議員会の決議により選任されていること。 ② 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ていること。	☐				理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行(理事会の構成員として行う行為を含む。)を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、 <u>在任する監事の過半数の同意を得なければならない。</u> 理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)でも差し支えない。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
	③ 監事候補者から就任承諾書を徴取していること。 ④ 監事の解任は評議員会の特別決議によっていること。 ⑤ 「社会福祉事業について識見を有する者」および「財務管理について識見を有する者」が含まれていること。	○				事前あるいは選任された当日に徴取が望ましい。
(3) 適格性	① 欠格事由に該当する者が選任されていないこと。 ② 監事のうちに、各役員と特殊の関係にある者が含まれていないこと。 ③ 暴力団員等の反社会的勢力の者が監事となっていないこと。 ④ 評議員、理事または職員を兼ねていないこと。 ⑤ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっていること。 ⑥ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないこと。 ⑦ 地方公共団体の長等、特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないこと。	○				- 監事候補者が「欠格事由に該当しないか」、「各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか」、「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないか」について、確認がされているか。 【各役員と特殊の関係にある者の範囲】・・・資料1参照 ※法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。 - 役員(理事・監事)の合計数で判断する。 - 前年度から当該年度までの間において、理事会を2回以上続けて欠席している者がいないか。
(4) 職務・義務	① 理事会への出席義務を履行していること。	○				- 理事会を2回以上続けて欠席している者がいないか。 - 監事全員が欠席した理事会がないか。
5. 理事会	① 権限を有する者が招集していること。	○				理事会は、各理事(理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事)が招集する。
(1) 審議状況	② 各理事および各監事に対して、期限までに招集の通知をしていること。	○				理事会の日の1週間(中7日間)または定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに通知されているか。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
	③ 招集通知の省略は、理事および監事の全員の同意により行われていること。 ④ 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われていること。 ⑤ 決議が必要な事項について、決議が行われていること。 ⑥ 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないこと。 ⑦ 理事会で評議員の選任または解任の決議が行われていないこと。 ⑧ 書面による議決権の行使が行われていないこと。	○	○	○		法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい。 法律上、決議に必要な出席者数(定足数)は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数。(定款で上回る規定があればその割合) 【理事会の決議が必要な事項】 ①評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ②理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ③重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ) ⑥競業及び利益相反取引の承認 ⑦計算書類及び事業報告等の承認 ⑧役員、会計監査人の責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。) ⑨役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定 ⑩その他重要な業務執行の決定(理事長等に委任されてない業務執行の決定) 理事会について、決議の省略は定款に定めがあれば認められる。決議の省略がなされた場合、理事の同意の意思表示を記す書面等を確認。 確認は原則として議事録で行うものであるが、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要。 (注1)「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引(注2)や利益相反取引(注3)の承認や理事の損害賠償責任の一部免除の決議(定款に定めのある場合に限る。)等の場合がある。 (注2)理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと (注3)理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと
(2) 権限	① 理事に委任できない事項が理事に委任されていないこと。	○				【理事に委任することができない事項】 ①重要な財産の処分及び譲受け ②多額の借財 ③重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ) ⑥役員等の損害賠償責任の一部免除

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
	② 理事に委任される範囲が明確になっていること。 ③ 実際に開催された理事会において、理事長等が職務の施行状況について必要な回数以上報告をしていること。	○				理事に委任することができない事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきである。 理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。 理事長及び業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上(定款に定めた場合は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができる)職務の執行状況についての報告をする。(決議の省略によるものは不可)
(2) 記録	① 法令で定めるところにより議事録が作成されていること。 ② 議事録に、法令または定款で定める議事録署名人の署名または記名押印がされていること。 ③ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしていること。 ④ 議事録または同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いていること。	○	○	○		・ 理事会の議事録が法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されているか。【資料2参照】 ・ 出席した理事(定款に定めた場合は、理事長のみでも可)及び監事全員の署名又は記名押印が必要。 ・ 署名又は記名押印の代わりに電子署名が必要。 ・ 電磁的記録に記録された事項を紙面または映像面に表示できるか。 議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要がある。 ・ 理事会の議決を省略した場合には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある。
6. 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	① 評議員の報酬等の額が定款で定められていること。 ② 理事・監事の報酬等の額が定款または評議員会の決議によって定められていること。	○				・ 無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要がある。 評議員の報酬等の支給基準を定めるが、<u>定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要となるわけではない。</u> ・ 定款に理事・監事の報酬等の額の定めがない場合には、<u>評議員会の決議によって定められているか。</u>
(1) 報酬						

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
	③ 定款または評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められていること。					・ 理事および監事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。 ・ 監事の全員一致の決定により具体的な配分がなされているか。 ・ ※監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合には、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はない。
(2) 報酬等支給基準	① 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けていること。 ② 報酬の支給基準が不当に高額でないこと。	○				・ 支給基準に次の事項を定めていること。 ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。 ② 報酬等の金額の算定方法 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる(ガイドラインP37参照) ③ 支給の方法 支給の時期(毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振込か現金支給か)等が考えられる。 ④ 支給の形態 ・ 定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合がとれているか。 ・ 役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。
(3) 報酬の支給	① 評議員の報酬等が(1)定款に定められた額および(2)報酬等の支給基準に従って支給されていること。 ② 役員の報酬等が(1)定款または評議員会の決議により定められた額および(2)報酬等の支給基準に従って支給されていること。	○				
(4) 報酬等の総額の公表	① 理事、監事および評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表していること。	○				・ 理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。 ・ 職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えない。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
II 事業 1. 事業一般	① 定款に定めている事業が実施されていること。 ② 定款に規定されていない事業が実施されていないこと。(定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く) ③ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活もしくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めていること。	○	○			公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業または社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の開始等については、必ずしも定款の変更を要しない。 「地域における公益的な取組」の要件 ①「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される」、②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する、③「無料又は低額な料金」で提供される福祉サービスであること。
2. 社会福祉事業	① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。 ② 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていること。	○	○			「主たる地位を占める」とは、事業規模が法人の全事業のうち50%を超えていることをいうものと解される。事業規模の判断については、事業活動内訳表における事業活動費用の比率により判断。 原則として、法人は、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを要する。(通知による特例あり) 全ての社会福祉施設の用に供する不動産について国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている法人は、1000万円(H12.11.30以前に設立された法人の場合には、100万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならない。 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。(委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、所轄庁が認める額の資産とすることができる。) 次の事業(※)の経営を目的として法人を設立する場合については、一定期間の事業実績等を有すること等の要件を満たす場合には、1000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りる。 (※) 母子家庭住宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭住宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係るものに限る。)、認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス(共同生活援助に係るものに限る。)、介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならない。(市町村及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。))とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えない。)

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
3. 公益事業	① 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであること。 ② 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。 ③ 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないこと。	○				法人の事業として定款に定められているか。(事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款への記載を要しない。) ①当該事業の対象者に福祉的な支援の必要な者が含まれているか、②社会福祉の増進に資するもの(福祉人材の育成、事業者や従事者への支援等)であるか、③収益を上げることが目的とするものでないか等を確認。 公益事業に欠損金が生じている場合には、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われているか。 事業規模については、原則事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断。
4. 収益事業	① 社会福祉事業または政令で定める公益事業の経営に収益が充てられていること。 ② 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。 ③ 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないこと。 ④ 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるものまたは投機的なものでないこと。 ⑤ 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないこと。					法人の事業として定款に定められているか。 収益事業の収益が社会福祉事業等に充てられているかについて、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」(別紙3(④))により確認。 収益事業から収益が生じていないこと等を理由として、収益を社会福祉事業等に充てることが行われていない場合には、収益事業の経営の改善のための組織的な検討や具体的な措置が行われているかを確認。 事業規模については、原則事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断。 次のような事業は行うことができない。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律という風俗営業及び風俗関連事業 ② 高利な融資事業 ③ ①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業 次のような場合は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある。 ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合 ② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
Ⅲ 管理						
1. 人事管理	① 重要な役割を担う職員の選任および解任は理事会の決議を経て行われていること。 ② 職員の任免は適正な手続きにより行われていること。	☐	☐			
2. 資産管理	① 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されていること。 ② 当該不動産の所有権の登記がなされていること。 ③ 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないこと。(独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合および同機構との協調融資にかかる場合を除く) ④ 基本財産の管理運用は、元本が確実に回収できるものにより行われていること。	☐	☐			法人が運営する施設の用に供する不動産登記簿謄本と、定款・財産目録記載の基本財産の内容とが合致しているか。 原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 ・ * 基本財産に根抵当権を設定することは認められない。
(1) 基本財産						
(2) 不動産の借用	① 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。 ② 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。	☐	☐			通所施設について、一定の要件を満たす場合(ガイドラインP54-55参照)は地上権又は賃借権の登記を要さない場合があるが、これらの場合には、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければならない。 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。
3. その他	① 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないこと。	☐				「特別の利益」：社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。 (例) ①法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借 ②法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸(規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。) ③役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給 【特別の利益を与えてはならない関係者の範囲】・・・資料4参照
(1) 特別の利益供与の禁止						

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
(2) 社会福祉充実計画	① 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われていること。					
(3) 情報の公表	① 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表していること。	○			☒ 定款 ☒ 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書） ☒ 役員等名簿（個人の住所除く） ☒ 現況報告書 ☒ 役員等報酬等の支給基準 ☐ 社会福祉充実計画（充実残額がある場合のみ）	- 公表の方法については、インターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ）により行う。 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる。 - 最新の内容のものが公表されているか。
	② 法令に定める事項について、備置き、閲覧が可能であること。	○			☐ 定款 ☒ 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書） ☒ 計算書類の附属明細書 ☒ 事業報告書 ☒ 事業報告書の附属明細書 ☒ 監査報告（会計監査報告含む） ☒ 財産目録 ☒ 役員等名簿（個人の住所除く） ☒ 役員等報酬等の支給基準 ☒ 現況報告書 ☒ 事業計画書（定款で作成することになっている場合） ☒ （社会福祉充実残額）算定シート	最新の内容のものが備え置かれているか。
(4) その他	① 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。	○				第三者評価の受審等については、実施しないことが法令等に違反するものではないが、法人は事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであること。
	② 福祉サービスに関する苦情解決の取組が行われていること。	○				「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員」が設置されていること。 - 苦情解決の仕組みを利用者等に周知しているか。 - 苦情内容や解決結果を定期的に公表しているか。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
Ⅲ 会計管理 1. 予算	① 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されていること。	☐				・ 当初予算は、年度開始前に事業計画に基づいて作成し、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。 ・ 拠点区分またはサービス区分ごとに編成しているか。 ・ 月次試算表等を活用し、予算の執行状況を適切に管理しているか。 ・ 補正予算は、定款の定め等に従い適正な手続により、適切な時期に作成されているか。
2. 規程・体制	① 定款等に定めるところにより、経理規程を制定していること。 ② 経理規程が遵守されていること。 ③ 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されていること。 ④ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされていること。	☐ ☐ ☐ ☐				・ 経理規程の制定および変更について、定款等に定める手続き等により決定されているか。 ・ 規定されている帳簿が作成されているか。 ・ 規定されている手続きが、適切に行われているか。 ・ 経理規程に基づき、会計責任者等が設置され、業務分担が明確に決められているか。
3. 会計処理 (1) 資産評価	① 資産を取得した場合、原則として取得価額を付していること。 ② 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っていること。 ③ 株式の保有は原則として基本財産以外の資産運用の場合または基本財産として寄付された場合であること。 ④ 全株式の20%以上を保有している場合に、所轄庁に必要書類の届出をしていること。 ⑤ 有価証券の価額について適正に評価していること。 ⑥ 有価証券について、時価と帳簿価額の比較表を作成し、定期的に理事長に報告していること。 ⑦ 棚卸資産について適正に評価していること。	☐ ☐ ☐				・ 取得価額には、資産を取得した際に要した手数料等の付随費用も含む。 ・ 有形固定資産は定額法又は定率法のいずれかの方法により、無形固定資産は定額法により計算された額となっているか。 ・ 残存価格の設定に誤りがないか。 ・ 保有が認められる場合でも、営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはならない。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
(2) 資産管理	① 基本財産以外の資産の管理・運用にあたって、安全、確実な方法で行われていること。 ② 固定資産管理台帳を作成し、適正に管理していること。 ③ リース取引について、経理規程に基づき、適正に処理されていること。 ④ その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないこと。	○				元本が確実に回収できるもの以外での管理運用を行う場合には、理事会において管理・運用についての基準や手続きを定めること等により、法人内での管理運用体制を整備できているか。 ・ 寄附物品も含め、新たに取得した固定資産が漏れなく計上されているか。 ・ ファイナンス・リース取引について、リース資産およびリース債務に計上し、固定資産台帳にも計上されているか。 ・ 財産の管理が適正にされ、処分がみだりに行われていないか。
(3) 引当金	① 債権について徴収不能引当金を適正に計上していること。 ② 退職給付引当金を適正に計上していること。 ③ 賞与引当金を適正に計上していること。 ④ 上記のほか、必要な引当金を計上していること。	○				・ 役員退職慰労引当金等の引当金を計上すべき場合に、必要な引当金が計上されているか。
(4) 純資産	① 基本金について適正に計上されていること。 ② 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されていること。 ③ その他の積立金について適正に計上されていること。	○				・ 法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金について、適正に基本金として組入されているか。 ・ 施設および設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等について、積立されているか。 ・ 「設備資金借入金元金償還補助金」について、積立されているか。 ・ 積立額は、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額の範囲内となっているか。 ・ 積立の目的を示す名称を付した同額の積立資産を積み立てているか。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
(5) 現預金	① 現金出納帳が適切な者によって作成され、保管責任が明確にされていること。 ② 小口現金の保有額は経理規程に定める取扱限度額を超えていないこと。 ③ 現預金の残高と、現金出納帳及び通帳の残高の額とが一致していること。 ④ 金庫等に保管された金銭の額と現金出納帳等の残高とが一致していること。 ⑤ 収納した日々の金銭は、経理規程に定められた日までに金融機関に預け入れていること。 ⑥ 決算日末日の預金残高が銀行の残高証明書と一致していること。 ⑦ 金融機関との取引に使用する印鑑（銀行印）と通帳の管理は適切であること。	○				- 定期的な複数人で残高確認を行っているか。 - 監査当日の現金出納帳残高と手元にある現金とを実査 - 支払いに充てたり、長期間手元に置いたままになっていないか。 - 簿外処理されているものがないか。 - 通帳と残高証明書の原本を突合 - 管理責任者が明確か。（銀行印と通帳の管理者は別々の者とし、別の場所保管することが望ましい。）
4. 会計帳簿	① 拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成していること。 ② 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 ③ 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致していること。	○				【計算書類】 ・ 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、（計算書類に関する注記）
5. 計算関係書類 (1) 決算書類作成	① 事業区分について、適正に区分されていること。 ② 拠点区分について、適正に区分されていること。 ③ 拠点区分について、サービス区分が設けられていること。 ④ 作成すべき計算書類が作成されていること。 ⑤ 計算書類の様式が会計基準に則していること。	○				・ 【資料5参照】

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
	⑥ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されていること。	☐				・【資料6参照】
	⑦ 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	☐				
(2) 附属明細書	① 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されていること。	☐				・【資料5参照】
	② 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	☐				
(3) 財産目録	① 財産目録の様式が通知に則していること。	☐				
	② 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合していること。	☐				
	③ 差引純資産額が貸借対照表の純資産の部の合計と一致していること。	☐				
	④ 基本財産が定款と一致していること。	☐				
(4) 計算書類の整合性	① 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。	☐				
	② 貸借対照表と事業活動計算書の次期繰越活動増減差額及び当期活動増減差額が一致していること。	☐				・法人単位だけでなく、拠点区分ごとについても整合がとれているか確認すること。
	貸借対照表の流動資産から流動負債を控除した金額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。	☐			流動資産 － 流動負債 (774,600,436) － (103,065,232) ＝当期末支払資金残高 ＝(671,535,204)	
	③ ※一年基準により固定資産または固定負債から振り替えられた流動資産および流動負債、引当金ならびに棚卸資産(貯蔵品を除く)は除く。	☐				
	④ 貸借対照表、事業活動計算書において、経年間の整合がとれていること。	☐				

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
6. 債権債務の状況	① 借入(多額の借財に限る)は、理事会の決議を受けて行われていること。	☐				
(1) 借入金	② 借入証書(借用書)等が作成され、適正に保管されていること。	☐				
	③ 借入金の返済が法人及び施設の経営に支障をきたしていないこと。	☐				
	④ 借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄付が遅滞なく履行されていること。					
(2) 未収金・未払金	① 未収金、未払金は適正に管理されていること。	☐				・ 未収金、未払金の計上漏れがないか。
	② 未収金や未払金の内容について、不明瞭なものがないこと。	☐				・ 長期にわたる未収金、未払金がある場合、その内容、経緯等を把握しているか。
	③ 長期にわたる未収金が徴収不能金として処理されている場合、定款等に定める手続きを経ているか。	☐				・ 徴収不能金として処理する適正な理由があるか。
7. 寄附金	① 寄附金関係書類(寄附申込書、領収書(控)、寄附金台帳)を整備していること。	☐				・ 寄附申込書、領収書(控)、寄附金台帳の記載事項は全て一致しているか。
	② 社会福祉施設の利用者または利用者の家族等に寄付金を強要していないこと。	☐				
	③ 寄附の受入れに当たり、理事長または経理規程に規定する者の承認を得ていること。	☐				
	④ 寄附物品についても収入計上し、使途に応じた支出科目に計上していること。	☐				・ 固定資産の寄附を受けた場合は、「固定資産受贈」として事業活動計算書に計上し、固定資産台帳にも計上しているか。
	⑤ 取引業者から契約の見返りと考えられるような高額な寄附金等を受領していないこと。	☐				

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
8. 契約等	① 契約は、理事長または委任を受けた者により行われていること。 ② 競争入札の手続きは、経理規程等に基づき適正に行われていること。 ③ 契約にかかる意思決定は適切に行われているか。 ④ 経理規程に基づき、契約書が作成されているか。 ⑤ 随意契約によることができない案件について、随意契約を行っていないこと。 ⑥ 経理規程に定められた金額基準により随意契約を行う場合、複数の業者から見積りを徴していること。 ⑦ 継続的な取引について、定期的に契約内容の見直しを行っているか。 ⑧ 法人印及び代表者印の管理は適切に行われていること。	○				- 辞令等により、委任を受けた者（「契約担当者」）が明確になっているか。 - また、委任の範囲が明確に定められているか。 - 指名業者の選定理由は適切か（客観性、合理性） - 予定価格は適正に作成されているか。 - 入札の際、理事長以外の理事、監事等、複数人で立会い、署名しているか。 - 重要な契約については、理事会に諮っているか。 - 意思決定した証拠書類が保管されているか。 - 随意契約を行う場合、経理規程に定める合理的な理由があるか。 - 経理規程に定められた金額基準により随意契約を行う場合、3社以上（予定価格が経理規程に定められた額を超えない場合は2社） - 自動更新の条項のある契約について、見直すことなく漫然と継続されていないか。 - 管理者を定め、適切に保管されているか。 - 公印使用簿を作成するなど、使用について適切に管理されているか。
9. その他	① 法人と関係のない支出がされていないこと。 ② 法人外部に資金を貸付けしていないこと。 ③ 立替金、仮払金、仮受金、預り金等の内容について、不明瞭なものがないこと。 ④ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、預り金規程に基づき、適正に管理がなされていること。 ⑤ 債権・債務について、1年基準が適用されていること。 ⑥ 内部取引は相殺消去されていること。	○	○	○		- 私的な経費への流用が疑われるような支出がないか。（ガソリン代等） - 私物化されている社会福祉法人の資産がないか。（自動車、パソコン等） - 一時的なものでも認められない。 - 利用者の通帳及び印鑑は適切に保管されているか。 - また、使用状況の把握・記録がされ、定期的に利用者（家族）へ周知、報告がされているか。

項 目	監査事項	監査結果			内 容	確認事項等
		A	B	C		
IV 施設管理 1. 施設の運営・人事管理	① 利用定員および居室の定員が遵守されていること。 ② 管理(運営)規程が整備されていること。 ③ 直接処遇職員は、配置基準に基づく必要な職員が確保されていること。 ④ 施設長は適任者が配置されていること。 ⑤ 職員の確保および定着化が図られているか。 ⑥ 施設設備は、適正に整備され、維持管理が適切に行われていること。	○				・ 施設長の資格要件を満たしているか。 ・ 施設長は専任者が確保されているか。(他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられていること。) ・ 前年度から多数の退職者が発生している等の事情がないか。 ・ 危険箇所、破損箇所はないか。 ・ 維持管理は適切か。
2. 防災対策	① 非常災害対策は、適正に実施されていること。 ② 避難、消火等の訓練が適正に実施されていること。	○				・ 防火管理者(有資格者)が適正に定められ、消防署に届出されているか。 ・ 消防計画が作成され、届出されているか。 ・ 消防設備について定期的に点検が行われているか。 ・ 非常時の際の連絡・避難体制および地域との協力体制は、確保されているか。 ・ 非常災害対策計画が作成されているか。 ・ 浸水想定区域や土砂災害危険区域に指定されている場合、避難確保計画が作成されているか。 ・ 避難訓練および消火訓練は、年2回以上(児童福祉施設については毎月1回以上)実施しているか。 ・ 入所施設については、うち1回は夜間(想定)訓練を実施しているか。 ・ 浸水想定区域や土砂災害危険区域に指定されている場合、それらの災害に対する訓練が行われているか。
3. 情報管理	① 個人情報の取扱いは適切に行われていること。(特定個人情報含む。)	○				
VI 改善状況	① 前年度の監事監査の意見等について改善が図られていること。 ② 直近の所轄庁の指導監査の結果が理事会に報告され、改善が図られていること。 ③ 継続して指摘を受けている内容がないこと。	○				

【各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲】

- ① 配偶者 ② 三親等以内の親族
 - ③ 厚生労働省令で定める者
 - i 当該評議員又は理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ii 当該評議員又は理事の使用人
 - iii 当該評議員又は理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii 又は iii の配偶者
 - v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - vi 当該評議員又は理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。)
- (注) 法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。
- vii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
 - viii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。)
・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

【各理事と特殊の関係にある者の範囲】

- ① 配偶者、② 三親等以内の親族
 - ③ 厚生労働省令で定める者
 - i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ii 当該理事の使用人
 - iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii 又は iii の配偶者
 - v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
- (注) 法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。
- vii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

【各役員と特殊の関係にある者の範囲】

- ① 配偶者、② 三親等以内の親族
 - ③ 厚生労働省令で定める者
 - i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ii 当該役員の使用人
 - iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii 又は iii の配偶者
 - v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
- (注) 法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。
- vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
 - viii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
 - ix 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

理事会議事録 記載事項のチェックリスト
(社会福祉法施行規則第2条の17関連)

チェック欄	項目	根拠
☒	理事会が開催された日時	社会福祉法施行規則(以下「規則」という。)第2条の17第3項第1号
☒	理事会が開催された場所 (当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)	規則第2条の17第3項第1号
☒	理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨	規則第2条の17第3項2号イ～ニ
☐	イ 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの	社会福祉法第45条の14第2項
☐	ロ 招集権者以外の理事が招集したもの	社会福祉法第45条の14第3項
☐	ハ 監事が招集を請求したことにより招集されたもの	社会福祉法第45条の18第3項準用、一般法人法第101条第2項
☐	ニ 監事が招集したもの	社会福祉法第45条の18第3項準用、一般法人法第101条第3項
☐	理事会の議事の経過の要領及びその結果	規則第2条の17第3項3号
☐	決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名	規則第2条の17第3項4号
☒	次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	規則第2条の17第3項5号イ～ハ
☐	イ 競業及び利益相反取引を行った理事による報告	社会福祉法第45条の16第4項準用、一般法人法第92条第2項
☐	ロ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告	社会福祉法第45条の18第3項準用、一般法人法第100条
☒	ハ 理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見	社会福祉法第45条の18第3項準用、一般法人法第101条第1項
☐	ニ 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告	社会福祉法第45条の22の2により準用される一般法人法第118条の2第4項
☒	理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合(法第45条の14第6項)の、理事長以外の出席した理事の氏名	規則第2条の17第3項6号 社会福祉法第45条の14第6項
☐	理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称	規則第2条の17第3項7号
☒	評議員会の議長が存するときは、議長の氏名	規則第2条の17第3項8号

【決議の省略による議事録】(社会福祉法第45条の14第9項準用、一般法人法第96条)

チェック欄	項目	根拠
☐	理事会の決議があったものとみなされた事項の内容	規則第2条の17第4項第1号イ
☐	上記事項の提案をした理事の氏名	〃 第1号ロ
☐	理事会の決議があったものとみなされた日	〃 第1号ハ
☐	議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	〃 第1号ニ

評議員会議事録記載事項のチェックリスト
(社会福祉法施行規則第2条の15関連)

チェック欄	項目	根拠
☒	評議員会が開催された日時	社会福祉法施行規則(以下「規則」という。)第2条の15第3項第1号
☒	評議員会が開催された場所 (当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)	規則第2条の15第3項第1号
☒	評議員会の議事の経過の要領及びその結果	規則第2条の15第3項第2号
☐	決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名	規則第2条の15第3項第3号
☐	次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	規則第2条の15第3項第4号イ～ヘ
☐	イ 監事による監事の選任もしくは解任または辞任に関する意見	社会福祉法第43条第3項準用、一般法人法第74条第1項
☐	ロ 監事を辞任した者による監事を辞任した旨およびその理由	社会福祉法第43条第3項準用、一般法人法第74条第2項
☐	ハ 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見	社会福祉法第43条第3項において準用、一般法人法第74条第4項
☐	ニ 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見(辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。)	社会福祉法第43条第3項において準用、一般法人法第74条第4項
☐	ホ 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果	社会福祉法第45条の18第3項準用、一般法人法第102条
☐	ヘ 監事による監事の報酬等についての意見	社会福祉法第45条の18第3項準用、一般法人法第105条第3項
☐	ト 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見	社会福祉法第45条の19第6項準用、一般法人法第109条第1項
☐	チ 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見	社会福祉法第45条の19第6項準用、一般法人法第109条第2項
☒	評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称	規則第2条の15第3項第5号
☒	評議員会の議長が存するときは、議長の氏名	規則第2条の15第3項第6号
☐	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	規則第2条の15第3項第7号

【決議の省略による議事録】(社会福祉法第45条の9第10項準用、一般法人法第194条第1項)

チェック欄	項目	根拠
☐	決議を省略した事項の内容	規則第2条の15第4項第1号イ
☐	決議を省略した事項の提案をした者の氏名	〃 第1号ロ
☐	評議員会の決議があったものとみなされた日	〃 第1号ハ
☐	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	〃 第1号ニ

【計算関係書類についての監査報告の内容】

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ④ 追記情報
 - i 会計方針の変更、ii 重要な偶発事象、iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項
- ⑤ 監査報告を作成した日

特定監事(注1)は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事(注2)に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日
- ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)

(注1) 計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう。

(注2) 計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう。

◆会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続

【監査報告の内容】

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨)
- ③ 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)
- ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- ⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑥ 監査報告を作成した日

特定監事(注3)は次に掲げる日のうちいずれか遅い日までに、特定理事(注4)及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- ① 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日
- ② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)

(注3) 計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう。

(注4) 計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう。

【事業報告等に係る監査報告等の内容】

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- ⑥ 監査報告を作成した日

特定監事(注5)は次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事(注6)に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- ① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日
- ② 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)

(注5) 事業報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう。

(注6) 事業報告等の監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事をいう。

【特別の利益を与えてはならない関係者の範囲】(令第13条の2)

① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員

② ①の配偶者又は三親等内の親族

③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者

i 法人が事業活動を支配する法人

当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合(注)における当該他の法人(第三項各号において「子法人」という。)とする。

ii 法人の事業活動を支配する者

一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合(注)における当該一の者とする。

(注)財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合

① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員

ii 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員

iii 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

v 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者

作成すべき計算書類等

【作成すべき計算書類】	作成	未作成	非該当
(1) 法人単位資金収支計算書 (第1号第1様式)	☒	☐	☐
(2) 法人単位事業活動計算書 (第2号第1様式)	☒	☐	☐
(3) 法人単位貸借対照表 (第3号第1様式)	☒	☐	☐
(4) 財産目録 (運用上の取り扱い別紙4)	☒	☐	☐
※社会福祉事業のほかに公益事業や収益事業がある場合	☒	☐	☐
(1) 資金収支内訳表 (第1号第2様式)	☒	☐	☐
(2) 事業活動内訳表 (第2号第2様式)	☒	☐	☐
(3) 貸借対照表内訳表 (第3号第2様式)	☒	☐	☐
※拠点区分が複数ある場合	☒	☐	☐
(1) 事業区分資金収支内訳表 (第1号第3様式)	☒	☐	☐
(2) 事業区分事業活動内訳表 (第2号第3様式)	☒	☐	☐
(3) 事業区分貸借対照表内訳表 (第3号第3様式)	☒	☐	☐
※拠点区分ごとに作成	☒	☐	☐
(1) 拠点区分資金収支計算書 (第1号第4様式)	☒	☐	☐
(2) 拠点区分事業活動計算書 (第2号第4様式)	☒	☐	☐
(3) 拠点区分貸借対照表 (第3号第4様式)	☒	☐	☐

【附 属 明 細 書】	作成	未作成	非該当
法人 全体 で作 成	別紙3(①)借入金明細書	☒	☐
	別紙3(②)寄附金収益明細書	☒	☐
	別紙3(③)補助金事業等収益明細書	☒	☐
	別紙3(④)事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	☒	☐
	別紙3(⑤)事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	☒	☐
	別紙3(⑥)基本金明細書	☒	☐
	別紙3(⑦)国庫補助金等特別積立金明細書	☒	☐
拠 点 区 分 で 作 成	別紙3(⑧)基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	☒	☐
	別紙3(⑨)引当金明細書	☒	☐
	別紙3(⑩)拠点区分資金収支明細書	☐	☒
	別紙3(⑪)拠点区分事業活動明細書	☒	☐
	別紙3(⑫)積立金・積立資産明細書	☒	☐
	別紙3(⑬)サービス区分間繰入金明細書	☐	☐
	別紙3(⑭)サービス区分間貸付金(借入金)明細書	☐	☒
	別紙3(⑮)就労支援事業別事業活動明細書 又は(⑮-2)(多機能型事業所等用)	☒	☐
	別紙3(⑯)就労支援事業製造原価明細書 又は(⑯-2)(多機能型事業所等用)	☒	☐
	別紙3(⑰)就労支援事業販管費明細書 又は(⑰-2)(多機能型事業所等用)	☐	☐
	別紙3(⑱)就労支援事業明細書 又は(⑱-2)(多機能型事業所用)	☐	☒
	別紙3(⑲)授産事業費用明細書	☐	☒

【計算書類に対する注記】 ※拠点が1つの場合は、拠点区分の注記を省略できる。

注記事項	法人全体	拠点区分	該当がない場合
1. 継続事業の前提に関する注記	☒		項目記載不要
2. 重要な会計方針	☒	☒	「該当なし」と記載
3. 重要な会計方針の変更	☒	☒	項目記載不要
4. 法人で採用する退職給付制度	☒	☒	「該当なし」と記載
5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分	☒	☒	「該当なし」と記載
6. 基本財産の増減の内容及び金額	☒	☒	「該当なし」と記載
7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し	☒	☒	「該当なし」と記載
8. 担保に供している資産	☒	☒	「該当なし」と記載
9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)	☒	☒	項目記載不要
10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)	☒	☒	項目記載不要
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	☒	☒	「該当なし」と記載
12. 関連当事者との取引の内容	☒		「該当なし」と記載
13. 重要な偶発債務	☒		「該当なし」と記載
14. 重要な後発事象	☒	☒	「該当なし」と記載
15. 合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受け	☒		「該当なし」と記載
16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	☒	☒	「該当なし」と記載